

ID: 1912

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第142条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (代表理事の選定及び解職) 第142条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日